

事務連絡
令和 8 年 2 月 12 日

都道府県
各 指定都市 社会福祉施設等所管課（室） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

令和 8 年度における災害時情報共有システム訓練計画について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

災害発生時における児童関係施設、障害児者関係施設及び高齢者関係施設の被災状況等を把握する「災害時情報共有システム」については、令和 5 年度から令和 7 年度までの 3 か年で訓練を実施しました。

一方、災害発生時において被災状況を迅速に把握するためには、当該システムの操作に習熟し、弊省と自治体間、自治体と施設・事業所間で緊密な連携が取れていることが非常に重要であり、平時において災害を想定した訓練を実施することにより、システム運用上の課題を把握し改善していくことが、災害時情報共有システムの円滑な運用、ひいては被災施設への迅速かつ適切な支援に繋がるものと捉えており、今後も継続的に訓練を行っていく必要があると考えております。

令和 8 年度においては、別紙のとおり全市町村に参加いただき、また、施設・事業所において確実に参加いただきたいという考えから、各日程を 2 日間とすることとしておりますので、各施設所管部署、該当市区町村及び管内施設・事業所へ周知をお願いいたします。

なお、令和 8 年度より、保護施設等災害時情報共有システムが導入され、保護施設（救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設）、日常生活支援住居施設、社会事業授産施設及び無料低額宿泊所について、当該システムによる被害報告が可能となります。そのため、これら施設についても訓練の対象となりますので、当該施設及び施設所管部署等に対しても訓練に参加いただくよう周知をお願いいたします。

また、訓練実施予定日や対象市区町村の変更等のご相談につきましては可能な限り対応いたしますので、事前にご連絡をお願いいたします。加えて、災害対応等の事情により日程通り訓練を実施することが難しい場合、訓練の延期や中止について検討いたしますので、事前にご連絡をお願いいたします。

訓練の流れにつきましては、訓練予定日の 1 か月ほど前に事務連絡にてお知らせいたしますので、各施設所管部署、管内自治体及び管内施設・事業所への周知、連絡及び協力依頼等、調整方よろしくをお願いいたします。

令和 8 年度 災害時情報共有システム訓練計画

- 訓練期間：各 2 日間（訓練開始日の10：00から訓練終了日17：00まで。）
- 訓練対象：全市町村（社会福祉施設等がない市町村は除く。）
- 訓練中に災害が発生した場合、訓練を中止

日程		対象都道府県					
令和 8 年	5 月 11 日（月）～5 月 12 日（火）	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
令和 8 年	5 月 13 日（水）～5 月 14 日（木）	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県
令和 8 年	5 月 18 日（月）～5 月 19 日（火）	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	
令和 8 年	5 月 20 日（水）～5 月 21 日（木）	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	
令和 8 年	5 月 25 日（月）～5 月 26 日（火）	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	
令和 8 年	5 月 27 日（水）～5 月 28 日（木）	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	
令和 8 年	6 月 1 日（月）～6 月 2 日（火）	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	
令和 8 年	6 月 3 日（水）～6 月 4 日（木）	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	
令和 8 年	6 月 8 日（月）～6 月 9 日（火）	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	

災害時の被災状況報告のお願い

～ 災害時情報共有システムでの報告にご協力ください～



地震、台風などの災害が発生したら・・・？



「災害時情報共有システム」で
状況を報告してください！！

災害時情報共有システムは、既存の「介護サービス情報公表システム」に追加された災害時の情報共有機能です。

災害時に厚生労働省が入力可能状態にすることで、利用可能になります。いつでも利用ができるよう、あらかじめ郵送でお知らせしている「ID」「パスワード」を確認しておいてください。

県では・・・「かいごへるぷやまぐち」で「お知らせ」します

災害発生時、県の介護情報総合ポータルサイト「かいごへるぷやまぐち」の「お知らせ」に、【緊急】被災状況の報告についてを掲載します。

なお、居住系施設については、掲載に併せて県や市町からメールでお知らせする場合があります。

施設・事業所の皆さまは・・・「お知らせ」を確認したら

【緊急】被災状況の報告についてをクリックし、案内に従って、「災害時情報共有システム」にアクセスし、被災状況の報告（被害の有無、被災内容等）を行ってください。👉 アクセス方法は裏面をご覧ください

本システムにより、施設・事業所の被害状況、稼働状況など災害に関わる情報を国・県・市町で共有し、迅速・適切な支援につなげることができますので、システムでの報告にご協力をお願いします。

ただし、被災された場合は速やかに報告いただくことが最優先です。システムの利用が難しい場合等には、従来どおり電話又はファックスで、被災状況を報告してください。

災害時情報共有システムの入力について

山口県介護保険情報総合ガイド

背景色を変更 **白黒青** 文字サイズ **拡大標準縮小**

かいごへるぷ やまぐち

携帯電話から
ご覧になるには 

トップ

お知らせ

利用者の方へ

事業者の方へ

介護支援専門員

事業所検索

>>> 新着のお知らせ

[災害時情報共有システムへのログインはこちら](#)



26/00/00

【緊急】被災状況の報告について

▶ 災害時、このように報告を依頼しますので、ここをクリックし、案内に従って、「災害時情報共有システム」にアクセスし、被災状況の報告（被害の有無、被災内容など）を行ってください。

ポイント



「災害時情報共有システム」へのアクセス方法

(<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/35/>)

方法1 「かいごへるぷ やまぐち」の **事業者の方へ** タブの下にある [災害時情報共有システムへのログインはこちら](#) をクリック

方法2 タブレットからQRコードでアクセス



貴施設・事業所の

ID : _____

パスワード: _____

を入力し、サービス名を選択して、ログインしてください

※ IDとパスワードは、あらかじめ郵送でお知らせしているものです。

亡失等された場合は下記に問い合わせください

○問い合わせ先

介護施設、介護サービス事業所 : 083-933-2774 (介護保険班)

老人福祉施設、有料老人ホーム : 083-933-2793 (施設班)